

中古自動車に関する相談が増えています！

中古自動車の契約トラブルに関する相談がここ数年増加傾向にあり、自動車に関する相談の約半数を占めています。主な相談内容は次のようなものです。

①2000ccと言われて購入した車が1800ccだった。別の業者から、購入した金額よりもずっと安い価格で買えたはずだと言われた。②事故車ではないと言われて買った中古車が事故車であることがわかった。購入店に申し出ると知らなかったから責任はないと言われた。③ノークレイム（現状渡し）で買った。1か月後にエンジン不良で修理したが最近また不具合を起こした。保証書はもらってない。④申し込みをした翌日にキャンセルしたら違約金を請求された。まだ登録も整備もしていない。契約書に約款の記載はない。

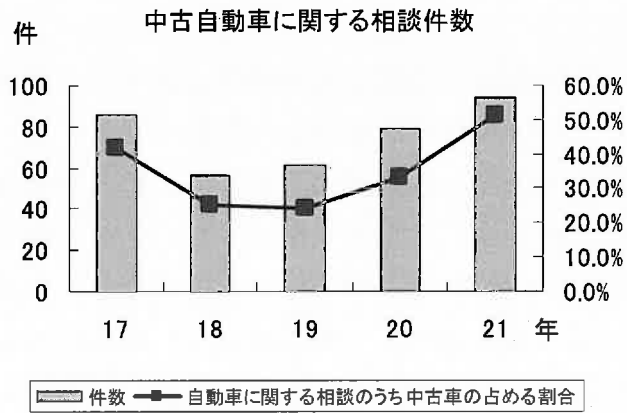
①目に見えない欠陥（「隠れた瑕疵※₁」）があった場合は民法の規定により売主は「瑕疵担保責任※₂」を負うことになり損害賠償や契約解除が可能です。②重要事項について事実と異なることを告げた場合は消費者契約法の規定により契約の無効や取消ができる場合があります。③民法の規定により自然損耗とは言えない不具合があった場合は現状渡しであっても損害賠償や契約解除が可能です。④契約の成立時期が契約書に明示されていない場合、業界団体が示す自動車注文書標準約款によると①買主への登記手続の日②修理・改造・架装等に着手した日③車両の引き渡しがされた日のいずれか早い日とされています。

中古車は商品自体が千差万別で価格もそれぞれに違います。またその特性上、ある程度の不具合が生じることは承知の上で購入していると見なされますので販売店に責任を問えるかどうかは、購入代金も含めて総合的に判断する必要があります。何れにしても、一般の消費者にとっては車の品質や機能の良し悪しを判断することが難しいためトラブルに結びつきやすいという特徴があります。購入前には十分下調べをし、あせって契約をしないようにしましょう。もしトラブルとなった場合は早めに中古自動車販売協会、自動車公正取引協議会などに相談してください。

県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を月曜日から金曜日まで電話または面接で受け付けています。電話番号は058-277-1003です。土曜日は電話相談のみ受け付けています。

※1 取引の時にはわからなかった傷や欠陥など。

※2 隠れた瑕疵があった場合販売店が買主に負う担保責任。



H 2 2 . 1 . 2 6 岐阜新聞掲載